

令和 7 年度経営計画の評価

滋賀県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済発展のために寄与して参りました。

令和 7 年度の年度経営計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価にあたりましては、滋賀大学柴田淳郎准教授、京町法律事務所伊藤慧弁護士および内海会計事務所内海靖公認会計士により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ作成いたしましたので、ここに公表いたします。

1 業務環境

(1) 地域経済および中小企業の動向

個人消費は、緩やかに持ち直しつつあり、生産活動については、緩やかに持ち直しています。また、雇用情勢は、持ち直しつつあります。

(2) 中小企業向け融資の動向

滋賀県の金融機関(県内に所在する店舗ベース)の貸出は、前年比伸び率が 2.1 ポイント増加しています。

(3) 県内中小企業の資金繰り状況

当協会が保証先(500 先)に対して、業況・生産・売上・採算・資金繰りについて令和 7 年 8 月と令和 8 年 2 月に実施したアンケートによると、改善傾向はみられるものの、いずれの項目においても「悪化」と回答した割合が「良化」と回答した割合を上回りました。

また、当協会に求める支援内容は「返済見直しや一本化等の返済軽減」、「追加保証」がいずれも上位となっており、加えて、中東情勢の緊迫化による原油価格の高騰や供給不安の影響も懸念されることから、引き続き資金繰り等への影響を注視する必要があります。

(4) 県内中小企業の設備投資動向

県内の設備投資は、全業種で対前年度増減率が 1.3%増と前年度を少し上回る見込みとなっています。製造業は対前年度増減率で 14.3%

減、非製造業は 17.9%増となる見込みです。

(5) 県内の雇用情勢

新規求人倍率は、足下で低下しているものの、引き続き 1 倍を超える水準で推移しています。法人企業景気予測調査（1-3 月期）では、製造業・非製造業ともに「不足気味」超となっていることなどから、雇用情勢は、持ち直しつつあります。

【参考資料】

近畿財務局大津財務事務所「滋賀県内経済情勢報告」（令和 8 年 4 月 22 日公表）

日本銀行京都支店「管内金融経済概況」（令和 8 年 5 月 19 日公表）

2 事業概況

保証承諾は、協調支援型特別保証や経営力強化保証を利用した借換需要の増加により 1,132 億 61 百万円（対前年度比 111.2%、計画比 125.8%）と増加しました。

保証債務残高については、ゼロゼロ融資の返済が一定進んだことなどから、3,599 億 39 百万円（対前年度比 96.5%、計画比 103.7%）と減少しました。

一方、代位弁済は、ゼロゼロ融資の返済に加え、物価高や人手不足など厳しい経営環境が継続し、直近過去 10 年で最多となった昨年度と同額程度の 53 億 58 百万円（対前年度比 100.1%、計画比 76.5%）となりました。

また、回収は有担保求償権の減少、債務者や保証人の高齢化や法的整理の増加により回収環境が一層厳しさを増す中でも、効果的・効率的な管理回収を図ったことから、回収実績は 13 億 66 百万円（対前年度比 82.2%、計画比 151.8%）と計画より大きく増加しました。

令和 7 年度の保証承諾等の主要業務数値は以下のとおりです。

項 目	件 数	金 額	計画値(金額)	計画達成率
保証承諾	9,836 件 (109.0%)	1,133 億円 (111.2%)	900 億円	125.8%
保証債務残高	36,798 件 (103.1%)	3,599 億円 (96.5%)	3,470 億円	103.7%
代位弁済	507 件 (89.6%)	54 億円 (100.1%)	70 億円	76.5%
回収	—	14 億円 (82.2%)	9 億円	151.8%

※ () 内の数値は対前年度比を示す。

3 決算概要

令和 7 年度の決算概要（収支計算書）は以下のとおりです。

経常収入	4,847 百万円
経常支出	3,170 百万円
経常収支差額	1,677 百万円
経常外収入	7,361 百万円
経常外支出	7,808 百万円
経常外収支差額	△447 百万円
制度改革促進基金取崩額	0 百万円
当期収支差額	1,230 百万円

年度経営計画に基づき保証業務の適正な運営と経営の効率化に努めた結果、収支差額は 12 億 30 百万円の黒字を計上しました。

4 重点課題への取り組み状況

(1) 保証部門：保証部

コロナ禍からの社会経済活動が正常化する一方で、物価高騰や人手不足等の影響により依然として厳しい状況に置かれている中小企業者支援のため、「経営力強化保証」等を活用し、資金繰り支援に注力しました。また、令和7年3月14日に創設した「協調支援型特別保証」により、金融機関と連携した中小企業支援に取り組みました。

創業者に対しては積極的に保証対応を行うとともに、創業後の経営課題解決のためにフォローアップ訪問や、外部専門家派遣の積極的な活用などを進めました。

また、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向け、従来の「金融機関連携型」「財務要件型」「担保充足型」に加え、「事業者選択型経営者保証非提供制度」「スタートアップ創出促進保証」を活用するなど、経営者保証を不要とする取り扱いを推し進めました。

① 多様なニーズに対する金融支援の推進

- 起業・創業者向け保証制度の保証承諾は件数で484件（対前年度比92.2%）、金額で26億19百万円（対前年度比94.2%）でした。うち、スタートアップ創出促進保証は件数で84件（対前年度比763.6%）、金額で5億52百万円（対前年度比455.6%）でした。
- 小規模事業者向け保証制度の保証承諾は件数で708件（対前年度比123.8%）、金額で26億85百万円（対前年度比131.1%）でした。
- 「経営力強化保証（国・県）」の保証承諾は、件数で730件（対前年度比122.9%）、金額で104億24百万円（対前年度比137.6%）でした。
- 「協調支援型特別保証（国・県）」の保証承諾は、件数で1,274件、金額で212億6百万円でした。
- 金融機関との提携保証制度（「スピードパッケージ・ウィズ2024」）の保証承諾は件数で222件（対前年度比89.9%）、金額で31億19百万円（対前年度比96.9%）でした。
- 「SDGsトライアル保証」「SDGsステップアップ保証」「政策推進資金（CO₂ネットゼロ推進枠）」の保証承諾は件数で47件（対前年度比59.5%）、金額で3億34百万円（対前年度比38.9%）でした。
- 「事業承継特別保証」、「事業承継サポート保証」の保証承諾は、件数で2件（対前年度比200%）、金額で11百万円（対前年度比38.3%）でした。
- 「経営安定関連保証（SN国・県）」の保証承諾は、件数で227件（対前年度比22.2%）、金額で55億48百万円（対前年度比30.1%）

でした。

② 経営支援、事業再生支援の推進

- 外部専門家派遣の実績は、保証部管轄先の計画策定が申込 12 先、経営診断が申込 125 先でした。
- 中東・ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口（3 月 23 日拡充）、創業相談窓口、資金繰り等保証相談窓口等、各種相談窓口を設置しています。

③ 創業支援、事業承継支援の充実

- 創業相談窓口相談件数 23 件、女性創業相談窓口相談件数 4 件となりました。
- 創業支援強化事業による専門家派遣を希望された 21 先に対して、中小企業診断士による経営診断を行いました。
- フォローアップ面談については、191 件（対前年度比 132.6%）実施しました。
- 創業を目指す方や創業間もない創業者を対象に、創業計画書の作成手順をわかりやすく解説した「創業ガイドブック」を制作しました。
- 「事業承継サポート保証」による保証支援を行いました。

④ 金融機関・関係機関との連携深化

- 金融機関との連携深化のため、管理職や審査担当者による本部や営業店舗訪問を計 317 回、勉強会・案件相談会・意見交換会を計 24 回実施しました。
- 日本公庫と信用金庫との連携会議を計 6 回開催しました。
- 商工会・商工会議所との連携による創業者と小規模企業者への保証支援としての「商工会・商工会議所連携保証料割引制度」の保証承諾は、件数で 59 件（対前年度比 98.3%）、金額で 2 億 1 百万円（対前年度比 88.7%）でした。

⑤ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

- 経営者保証を不要とする保証に関する保証承諾は、件数で 2,410 件（対前年度比 635.9%）、金額で 360 億 70 百万円（対前年度比

330.6%) でした。

- 経営者保証を不要とする取り扱いについては、令和6年度の経営者保証非徴求率が6%と低調であったことを踏まえ、令和7年度は、担当役員・部長による金融機関本部への働きかけや、各種勉強会等の場での推進、また、保証申込時に具体的に保証料の上乗せ額を提示したうえで、お客様に「経営者保証を不要とすることができる」選択をしてもらう機会を設けました。特に、保証料上乗せによる経営者保証不要取り扱いが伸長した結果、令和7年度は年度累計で非徴求率が34.9%まで増加しました。

⑥ 地域社会への貢献

- 大学における創業セミナーとしては、滋賀大学にて8月6日から3日間の出張講義を開催しました。また滋賀県立大学にて11月28日に創業サポートセミナーを開催しました。

⑦ デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- RPAの活用については、申告書自動入力、他協会実績照会、登記手続依頼書作成、議事録・変更契約書作成等において活用しています。
- 金融機関との保証業務の電子化について、新たに関西みらい銀行および京都銀行と「信用保証協会電子受付システム」の取扱いを開始しました。
- お客様のDX化実現に向けた金融支援としては、「政策推進資金（DXデジタル推進枠）」の推進を行いました。保証承諾は件数で5件（対前年度比500%）、金額で33百万円（対前年度比1,406.9%）でした。

（2）期中管理・経営支援部門：経営支援部・管理部調整課

物価高騰、人手不足、金利環境の変化等により、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境が一層厳しさを増す中、単なる資金繰り支援に留まらず予兆管理を踏まえた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に向けて、お客様の実情に応じた改善提案、経営サポート会議の活用、販路開拓のための本業支援など、当協会を起点としたプッシュ型支援を推進しました。

特に、返済負担の増加や収益力低下に直面するお客様に対しては、早期の経営課題を把握するよう努めるとともに、滋賀県中小企業活性化協議会をはじめとする支援機関と連携しながら、多様化する経営課題の解決に向けた個別経営相談会を3回実施しました。

また、事業継続を断念されたお客様に対しては「経営者保証ガイドライン」等も活用し、生活再建を考慮した支援にも注力しました。これら各種経営支援等に取り組んだ結果、代位弁済は前年度比横ばいで着地しました。

① 多様なニーズに対する金融支援の推進

- 経営改善計画に基づく事業資金に対応するため、「経営改善サポート保証」および「政策推進資金（再生支援枠）」について、件数で 42 件、金額で 12 億 7 百万円（対前年比 93.7%）の保証承諾を行いました。
- 新たに組成された京滋中小企業応援ファンドについては、投資実行に至っていませんが、複数の投資候補案件の選定を進めており、令和 8 年度中の投資実行を見込んでいます。
- 保証部および経営支援部管轄で約定返済の延滞や期日経過となった中小企業者について「初期延滞リスト」に基づき、金融機関へ、905 先（対前年度比 109.2%）に対して適切な期中管理を促しました。
- 事故報告先や調整管轄先に対しても資金繰り安定のために、条件変更を 118 先に実行しました。
一方、借換による正常化支援については、調整管轄先全般に債務償還年数が長期化していることや保証料率に優位性のある伴走支援型特別保証制度の取り扱いが昨年度に終了したことから、県制度延長期限が到来した 6 先（対前年度比 35.3%）の借換にとどまりました。

② 経営支援、事業再生支援の推進

- 経営者との対話を主眼とした企業訪問、面談、会議出席は 848 件（対前年比 116%）で、企業の実態を把握のうえ経営支援に努めました。経営相談課については、フォローアップを重視し、62 先に対し複数回の訪問を実施しました。
- 経営サポート会議は 39 回（対前年比 105.4%）実施し、再生支援関連の保証の活用やお客様の実態に応じた経営改善の提案を行いました。
- コロナ関連融資の返済負担に加えて物価高騰や人手不足等に悩むお客様を対象に個別経営相談会を 9 月と 2 月に実施し、合計 15 先について相談に応じました。2 月については、当協会に加えて長浜商工会議所の 2 か所で開催しました。
- 国の補助金事業である経営安定化支援事業を活用した外部専門家による経営診断について、経営改善コース 55 先、フォローアップコース 21 先、生産性向上コース 19 先、事業承継コース 1 先、令和 7 年度に新たに追加した SNS・IT コンサルタントコース 11 先、フードコンサルタントコース 6 先の合計 113 先に対し実施しました。このうち 1 先は代位弁済や延滞管理を主に担当する調整課の金融正

常化に向けた提案をきっかけとして経営診断につながりました。また、経営改善計画策定は 24 先に実施しました。

- 経営安定化支援事業の推進・認知度向上のため、専門家派遣紹介動画および事例紹介記事の作成を行いました。

③ 創業支援、事業承継支援の充実

- 事業承継支援について、企業訪問を通じて、ヒアリングシートによる事業承継診断を 8 先に対して実施しました。また、11 月には「事業承継個別相談会」を拡大した滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター、滋賀県中小企業活性化協議会および当協会の 4 機関が連携した「4 機関連携相談会」を開催しました。事業承継を含む様々な経営課題に対しても対応が可能となるなどお客様の実情に応じた相談会にて 14 先の個別相談に応じました。

④ 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化

- 過剰債務を抱えたお客様に再チャレンジ支援を促すため、滋賀県中小企業活性化協議会へ 14 先事前相談を実施し、早期決断を促しました。また、債務償還年数が長く正常化の見通しが乏しい先や、利息や条件変更にかかる費用負担が重い先等 8 先に対し代位弁済の提案を行いました。

⑤ 金融機関・関係機関との連携深化

- 金融機関本部の担当部門を定期的に訪問し、意見交換や情報交換を行うとともに、金融機関各営業店とはバンクミーティングへの参加による支援方針の共有等連携した支援を進めました。
- 滋賀県再生支援連絡会議の全体会議を、11 月に 27 機関の参加により開催し、「各機関における本業支援の取組・事例について」をテーマに意見交換を行いました。また、3 月には金融機関、滋賀県中小企業活性化協議会を中心とした分科会を開催しました。
- 中小企業活性化協議会の個別案件会議は 59 回（対前年度比 159.5%）、バンクミーティングは 129 回（対前年度比 109.3%）と金融機関や中小企業活性化協議会などと連携して企業の再生支援に努めました。
- 信用保証付き融資の割合が高いお客様に対して、経営改善・事業再生・再チャレンジ支援の必要性を検討し、滋賀県中小企業活性化協議会への早期の相談持込を事前相談 45 先、一次相談 27 先と積極的行いました。
- 再生支援や抜本的な支援に取り組むため、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターおよび滋賀県中小企業活性化

協議会と毎月連絡会議を開催していましたが、令和8年3月から生産性向上支援センターも加わり、事業者の様々な課題について情報交換、意見交換を行いました。

- 三重県信用保証協会、商工会および商工会議所と連携し、お客様の売上増加に向けて商談会への参加を支援するなど、販路開拓に係る本業支援を実施しました。あわせて、職員が中小企業基盤整備機構の「販路開拓支援に係る研修」を受講し支援能力の向上に努めました。
- 経営改善による事業継続あるいは廃業支援も視野に入れた見極めのため、金融機関と連携の上62先に対し面談を行いました。

⑥ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

- 保証審査時に経営者保証を不要とする取り扱いが可能かどうか確認を行うため、チェックリストを活用し運用しました。また、経営者保証に関するガイドラインに基づき、主たる債務の事業再生ガイドラインに基づく事業再生計画と一体的に保証債務を整理する案件を4件取り組みました。

⑦ デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- 専門家派遣事業の専門家報告書のPDF化による電子データの活用や滋賀県中小企業診断士協会とどこでもキャビネット活用による事務の合理化を行いました。また、お客様のDX化支援として専門家派遣事業のSNS・ITコンサルタントコースを11先に対し実施しました。

⑧ 蓄積したデータのフル活用

- 経営支援の取り組みについての効果を検証するため、経営支援実施先のデータの蓄積を継続し、当協会が経営改善支援を行ったお客様の中で「売上高増加率」「営業利益率」「CRD財務点数」の指標が支援前と比べて改善したお客様の割合を50%超とする目標数値を設定し、令和3年度の経営改善支援実施先の効果検証を行いました。

(3) 回収部門：管理部管理課

期初に管理事務処理要領、損害金減免要領を改正、新たに一部弁済による主債務の内整理基準を創設しました。これらを既設の一部弁済による連帯保証債務免除事務取扱基準と合わせて活用することで求償権の解決を図るよう試みました。

また、将来にわたって回収が望めない先については積極的な管理事務停止と求償権整理を推し進めました。

その結果、一括弁済、一部弁済による回収と物件売却に加え抜本再生に伴う事業再生配当による回収額が積み上がり、回収実績は当初の目標を超過しました。

① 多様なニーズに対する金融支援の推進

- 代位弁済後も事業を継続しながら求償債務の弁済を誠実に履行しているお客様の正常化支援をするため、経営支援課と連携し、1 件の求償権消滅保証を実行しました。

② 再チャレンジを重視した求償権解決支援の強化

- 長期にわたって完済の見込みが低い条件変更を繰り返していた 1 先に対して代位弁済後、求償債務の弁済を求めながら、中小企業活性化協議会関与による再チャレンジ支援について説明し、廃業も選択肢の一つであると助言しました。
- 代位弁済間もない先に対して求償権回収が長期化しないよう、回収方針を立案しました。
- 個人事業主について一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインを準用した『一部弁済による主債務の内整理基準』を創設し、4 先の求償権の解決に努めました。
- 事業継続先から決算書を取り入れし、求償権消滅保証による金融正常化の候補を掘り起こしました。正常化に至った先には事前に専門家派遣事業による経営診断を実施し、経営課題の洗い出しを行い、計画策定支援を行いました。
- 生活再建を考慮した保証債務の整理については一体型整理を 2 先、保証債務のみ整理を 3 先に対して行いました。
- 連帯保証人による弁済が継続しているものの、将来的に完済が見込めないと判断した 27 先について、一部弁済による連帯保証人免除を実施、また、基準に満たない場合でも、高齢者や生活困窮者など生活再建を考慮し、連帯保証人の解除を 5 先行行いました。
- 損害金を減免することで一括弁済を要請する文書を発送しました。16 先から問い合わせがあったため、早期完済を促すことができました。
- 回収可能性の早期見極めと判断を行い、回収が望めない先については定期的に管理事務停止と求償権整理を実施した結果、対債務者求償権残高は微増に留めることができました。

③ デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- 予納金支払いをネットバンキングにて P a y－e a s y で行えるようにしました。

(4) その他間接部門：総務企画部総務課・企画課・システムデジタル課

当協会の掲げるビジョン実現に向け、金融機関・関係機関との連携深化、デジタル技術を活用した業務の効率化、組織体制および人材育成の強化、コンプライアンス態勢の充実に積極的に取り組みました。

金融機関・関係機関との連携では、県内で女性活躍推進に積極的に取り組む事業者を金融面から支援する新たな融資制度の創設に向けた意見交換を滋賀県と実施しました。また、龍谷大学と新たな連携協定締結に向けた取り組みを進めました。

デジタル化への対応では、既存の保証関係書類の電子化を完了したほか、電子決裁システムの運用を開始しました。

コンプライアンス態勢は、ハラスメントのない風通しのよい職場づくりに向け「コミュニケーション不足」に着目した研修および特殊詐欺等への対応力向上に向けた研修を実施しました。

さらに、職員一人ひとりがやりがいを持って安心していきいきと働き、成長を実感できるよう人材育成を重視した人事評価制度への見直しを行うとともに中小企業診断士資格取得支援や中小企業支援機関等への職員の出向など専門的知識を有する職員の育成に取り組みました。

① 金融機関・関係機関との連携深化

- 金融機関向けに10月は若手担当者を対象とした「信用保証業務基礎講座」、1月は中堅担当者を対象とした「経営支援業務実務講座」を開催しました。両講座において、滋賀県よろず支援拠点、滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターおよび滋賀県中小企業活性化協議会に講師として登壇していただきました。
- 創業サポートセミナーを大津商工会議所および彦根商工会議所と連携して開催しました。
- 9月にTKC近畿京滋会と連携の一環として勉強会を開催しました。
- 県内で女性活躍推進に取り組む事業者を金融面から支援する保証制度の創設に向けて、滋賀県と意見交換を実施しました。

② 広報活動の充実

- 当協会の創業支援や経営支援等の取り組みについて、認知度向上のため、メディアを活用した情報発信に努めました。
- SDGsに取り組むお客様と創業されたお客様を信用保証レポートで紹介し、ホームページでも発信しました。
- 信用保証レポートに「経営の悩みを解決！ 中小企業診断士の実務的アドバイス」として物価高騰や人手不足などの経営課題別のアドバイスを紹介しました。
- 親しみやすい広報活動の一環として、独自キャラクターを活用したノベルティグッズやポスターを作成しました。

③ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた取り組みの促進

- 創業サポートセミナーのダイレクトメールにスタートアップ創出促進保証および経営者保証を不要とする取り扱いについてのチラシを同封し、周知普及を行いました。
- 500 先アンケート内に信用保証料を上乗せすることで経営者保証を不要とする際の保証料計算例を追記し、利用時のイメージを掴めるようにしました。
- 当協会の信用保証レポートに経営者保証を不要とする取り扱いについて要件や制度詳細を掲載し、継続した周知普及に努めました。

④ 地域社会への貢献

- 龍谷大学との連携協定締結に向けて協議・調整を進めました。
- 大学生の創業者マインドの醸成および創業者の発掘育成に加え、当協会の業務を広く学生に知ってもらうため、滋賀大学と連携して、8月に出張講義を開催しました。
- 滋賀県立大学と連携した取り組みとして、滋賀県立大学にて創業サポートセミナーを11月に開催しました。
- 滋賀県立大学との連携協定に基づき、学生のキャリア形成支援として8月に滋賀県立大学生のインターンシップを実施しました。
- SDGs債については、令和7年度にグリーンボンド、ソーシャルボンド、トランジションボンドを計26億円購入しました。
- CSR活動としては、環境保全活動に貢献できるよう琵琶湖一斉清掃、ヨシ刈りに参加しました。
- エシカル消費の推進として、「寄付型自動販売機」の寄付額を公表し職員の意識向上に取り組みました。また、障がい者施設のレンタルアートの利用を継続して行いました。

- 大津市主催の「大津・SDG s 協働支援チャリティプロジェクト」に協賛し、SDG s 子供絵画コンクールにおいて特別賞の授与を行う等、地域のSDG s 活動にも参加しました。

⑤ 組織体制および人材育成の強化

- 令和 7 年度において、連合会主催の信用保証検定の試験を 5 名が受験し、全員が合格しました。また、中小企業診断士資格取得者 1 名、加えて中小企業診断士 1 次試験合格者 1 名を養成課程へ参加させるなど、専門的知識を有する職員の育成に取り組みました。
- 柔軟な働き方を実現するための措置として、令和 7 年 10 月に 3 歳から小学校就学前の子を養育する職員に対して、時差出勤(始業・終業時刻の繰下げ)、養育両立支援休暇、短時間勤務制度の 3 つの措置より選択できる制度を設けました。また、令和 8 年 1 月からは、子の看護等休暇を有給休暇で取得できるように改正しました。
- 職員が心身ともに健康で働ける職場環境づくりを目指し、令和 7 年度から産業医の健康相談にメンタルヘルスに関する相談を加えました。
- 人事評価制度について人材育成を主体としたものに見直し、令和 8 年度からスタートできるよう全職員に対し説明会を実施しました。
- デジタルリテラシーの強化として、係長以下の職員を対象に外部研修機関の講師による「DXリテラシー研修」を実施しました。

⑥ デジタル技術の活用による利便性向上と業務の効率化

- 保証書類の電子化作業については、10 月に外部委託を完了し、内製化へ移行しました。
- 電子決裁システムについては、4 月よりデータ書出し承認願書、10 月より一般稟議書の本格運用を開始しました。
- 電子化文書の一元管理として進めてきた保証書類の電子化と電子決裁の本格稼働により、過去稟議の検索性向上や紙保管に係る事務負担の軽減、紛失リスクの低減が図れました。
- 金融機関との保証業務の電子化について、関西みらい銀行および京都銀行と新たに「信用保証協会電子受付システム」の取り扱いを開始しました。
- 次期コモンシステムの外部接続対応を見据え、システムセンターや関係ベンダーからの最新情報の収集を行いました。

⑦ 蓄積したデータのフル活用

- 3月に認定経営革新等支援機関と連携の下、定期的なモニタリングを通じて経営状況の変化の予兆を早期に捉えることを目的とした「モニタリング強化型特別保証制度」を創設しました。
- 経営者保証に関するガイドラインの活用実績、プロパー支援状況実績および貸出金利実績の分析を行い、関係部署と共有しました。

⑧ コンプライアンス態勢の充実

- コンプライアンスの遵守・人権を尊重する組織として継続的な取り組みにより意識向上に努めるとともにコンプライアンス・チェックシート調査により浸透状況を確認し、必要なフォローアップを行いました。
- ハラスメントのない風通しのよい職場づくりのために外部から講師を招き、パワーハラスメントに関する基礎知識と発生の背景要因のひとつ「コミュニケーション不足」に着目した研修を実施、また、近年急増する特殊詐欺等について、安全な社会づくりに貢献するために被害を未然に防ぐための研修を実施しました。
- 人権教育の推進については、企業活動における利害関係者の人権課題と求められる配慮について研修を実施したほか、高齢者の人権と雇用に関する企業の役割などをテーマとした外部研修に積極的に参加しました。
- 反社会的勢力等の排除については、滋賀県警察本部と連携し、暴力団等排除対策協議会の開催、不当要求への対応に関する実践形式の研修を実施、また、反社会的勢力等排除対策委員会を定期的に開催しました。

⑨ 経営基盤の安定と強化

- 3か年度先までの収支シミュレーションを作成し、今後の収支見込みを行いました。自己資金については、「資金運用規程」および「自己資金運用基準」に基づき、流動性・安全性の確保と経営基盤の強化を図るため、「安定的な運用収入の確保を図る資金」「代位弁済等の支払準備資産」等、目的を明確にして運用しました。
- 有価証券については、満期保有債券として、中長期的な展望をもって格付け等による安全性を重視しながら、利回りも考慮し、定期預金、地方債、政府・地公体保証債、地公体金融機構債、財投機関債、金融債、国内事業債にて運用し、ソーシャルボンド等のSDGs債の購入も継続的に行いました。

5 外部評価委員会の意見

(1) 令和7年度は、個々の企業の実情に応じた主体的な経営課題解決支援を進められました。特に、経営改善や事業再生が必要な事業者を早期に把握し、関係機関と連携し、早期に企業の状況に応じた支援を実施されていることについて高く評価いたします。

また、創業者の挑戦を後押しする取り組みや求償権消滅保証を活用した再チャレンジ支援の取り組みを評価いたします。

引き続き創業から事業再生まで事業者の実情に応じた切れ目のない支援を実施されることを期待いたします。

(2) 経営者保証を不要とする取り扱いについては、前年度の課題に対して一歩踏み込んだ取り組みにより、活用実績を前年度から大幅に向上させたことを高く評価いたします。求償権回収への影響等について十分留意しながら、引き続き改善力と実行力を活かした取り組みをお願いします。

(3) SDGsに対する取り組みについて、地域大学との連携協定に基づいた出張講義やセミナーを通じた人材育成や起業家精神醸成への取り組み、女性活躍推進企業を金融面から支援する新たな制度創設に向けた取り組みを進められたことについて評価いたします。

今後も関係機関と連携し、地域経済全体の発展を見据えた取り組みを進めていただき、社会課題の解決に貢献されることを期待しています。

(4) 経営品質の向上に向けて、人事評価制度の見直しを行い、組織の維持・発展につながるよう、職員一人ひとりが個性や能力を発揮できる制度として適切に運用されることを期待しています。また、デジタル技術の更なる活用により、利便性の向上と業務の効率化に取り組まれることを期待します。

(5) コンプライアンスへの対応については、内部統制機能の充実と再発防止の徹底に努めていただきたい。コンプライアンスチェックシートは結果を踏まえた対策を実施いただいています。コンプライアンスプログラムを制度として運用するだけでなく、職員の意識向上と組織文化への定着につなげてください。